

令和4年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	R4.4.1 ~ R5.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立はなの木苑
	所在地	土岐市泉町久尻字滝ヶ洞1512-2
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	R3.4.1 ~ R8.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、知的障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者に係るものに限る。)を行う業務。 ・施設の管理に関すること。 ・その他仕様書に定めること。 	

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
R2	2,472
R3	2,638
R4	2,385

3 令和4年度の収支状況

(単位:千円)

収 入 計	405,881
利用料金	403,960
指定管理料	0
そ の 他	1,921
支 出 計	358,683
人 件 費	265,243
施設管理費	25,938
そ の 他	67,502
差 引	47,198
納 付 金	0

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・強度行動障がいの利用者が4割を占めているとのことなので、個々の障がい特性に応じたきめ細かい支援と同時に本人の意思決定支援にも力を入れていきたい。	・強度行動障がい検討委員会を月1回、各ユニットでの会議、各ユニットを通路ごとに分けた通り会議を開催し、支援を行う際の注意点や改善点を考察している。意思決定支援については、強度行動障がいと並行して今後取り組んでいく。
・コロナ禍であるからこそ、緊急時の対応が必要となる。その役割を期待する。	・基本的な対策を実施し、可能な限り地域のニーズに対応したほか、東濃圏域地域生活支援拠点として土岐市と契約し、緊急時対応事業所として短期入所の受入れ体制を整えた。

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.6	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がいの支援に取り組み、一定の成果を上げており、評価できる。強度行動障がいの支援について、更なる研鑽に努めてほしい。 ・人事考課その他研修等職員のスキルアップと人材育成に取り組んでおり、評価できる。 ・利用者の安全と、人との関係を育てることには配慮されたい。
設置目的の充足状況	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護、行動援護事業を実施しており、評価できる。 ・地域生活支援事業(自主事業)が実施され、拠点施設機能として評価できる。 ・利用者の生活の質向上に努めてほしい。
公共性の確保の状況	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の他施設への移行について取組みを進めたことについて評価できる。利用者の他施設への移行についてさらに検討を進め、事業団全体の模範となるように努めてほしい。 ・事故対応・事故防止体制の見直しに努めてほしい。
経営状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍でも施設の収支は大幅な黒字となっており、評価できる。
派生的効果	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で滞っていた地域社会・関係機関との連携の構築に努めてほしい。 ・利用者一人ひとりの個別の地域社会との関わり事例の実績を積み上げる工夫を検討してほしい。 ・地域交流、地域移行に、さらに取り組んでいただきたい。

<評価基準>

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。 ・利用者の様々な希望に寄り添った支援をすることで、利用者がより快適に生活できるような運営に努めている。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する